

「空き家バンク」登録情報を利用する方への支援制度

平成 28 年 5 月現在の支援制度

移住推進空き家利活用事業	
内容	空き家バンクを通し空き家を売買・賃借借して改修した場合、工事費の一部を補助します。
対象	遊佐町空き家バンクを通じ、空き家を売買、又は賃貸借契約を結んでいる所有者又は利用者
補助率	<p><u>利用者が工事をした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者世帯+県外者・・・工事費の 1/3 (上限 20 万円) ・上記いずれか 1 つに該当・・・工事費の 1/4 (上限 15 万円) ・上記いずれにも該当しない・工事費の 1/6 (上限 10 万円) <p>※所有者が工事する場合は、『「空き家バンク」に空き家登録する所有者の方への支援制度』をご覧ください。</p>
問合せ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257

定住住宅空き家利活用事業（借上げ空き家リフォーム制度）	
内容	空き家バンクに登録されている空き家を町が 10 年間借上げ、予算の範囲内でリフォームを行い移住者に貸し出します。利用登録されている方へはその都度情報提供を行います。
工事費	空き家活用住宅 1 軒につき、350 万円を上限に台所や風呂場などの修繕を行い、利用希望者に貸し出します。
問合わせ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257

子育て世帯移住奨励金	
対象	移住者であって、0 歳～義務教育課程までの子どもを養育する方からなる世帯で、移住の日から 5 年以上継続して居住する方
支援率	子ども一人当たり 12 万円/年 (3 年を限度に交付)
支払	年 4 回 (4・7・10・1 月)
問合せ	健康福祉課福祉子育て支援係 Tel:0234-72-5897

定住住宅新築支援金	
対象	町内に定住を目的とした専用住宅・併用住宅の新築工事を行い、完成した住宅に住所異動することが確実な方
支援額	<p>交付対象工事費の 10%で、上限 100 万円まで</p> <p>※建主が満 40 歳未満、もしくは移住者の方は上限 120 万円まで</p>
問合わせ	地域生活課管理係 Tel:0234-72-5883

定住住宅取得支援金	
対象	定住を目的とした町内の中古住宅・新築建売住宅を購入し、取得した住所に住所異動した方
支援額	<p>交付対象工事費の 10%で、上限 100 万円まで</p> <p>※買主が満 40 歳未満、もしくは移住者の方は上限 120 万円まで</p>

問合わせ	地域生活課管理係 Tel:0234-72-5883
------	---------------------------

持家住宅リフォーム支援金	
対象	次の全てに該当する方 ①申請段階で工事に着手していないこと ②町内建設業者（遊佐商工会、酒田飽海建設総合組合）と契約を締結していること ③下水道または合併浄化槽を接続していること。（申請と同時に接続しようとしていること） ④町税等のない方。または工事後に遊佐町に移住することが確実な方。
支援額	20万円以上の工事費の10% ただし、下水道接続工事と同時に行う場合は、対象工事費100万円まで20%、超える分は10%（上限100万円）
問合わせ	地域生活課管理係 Tel:0234-72-5883

空き家利活用促進事業（家財道具等処分費用補助）	
対象	遊佐町の空き家バンクに登録のある物件の所有者または入居者。 ・入居者は遊佐に定住の意志のある方
内容	物件に残存する家財道具などの処分・搬出、清掃に掛かる費用
補助額	事業に掛かった経費の2分の1で上限20万円まで
問合わせ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257

若者移住世帯水道料金補助金	
対象	以下の全てに該当すること 1. 若者世帯*1であって、構成者全員が移住者*2である世帯 2. 移住の日（H28.3.15以降）から5年以上継続して遊佐町に定住できる世帯 3. 納税等の未納がない世帯 ※既に居住者が居る世帯に移住する場合は該当になりません。 *1…世帯の構成者のうちいずれか一人が40歳未満である世帯をいいます。 *2…遊佐町から転出して、5年以上経過している人も含みます。
内容	1. 補助金額：(1ヶ月分の上水道使用量-10m ³) × 140円 2. 補助期間：移住した翌月分から最大36か月 3ヶ月分ずつ、1月・4月・7月・10月下旬にお支払いします。 例) 1～3月上水道使用料金分を4月上旬に請求してください。⇒ 4月下旬支払
注意事項	移住の日から5年未満で転出したときは、補助金を返還していただきます。 1. 3年未満で転出したときは、補助額の全額 2. 5年未満で転出したときは補助額の半額 例) 職場の異動などで転入された世帯
問合せ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257